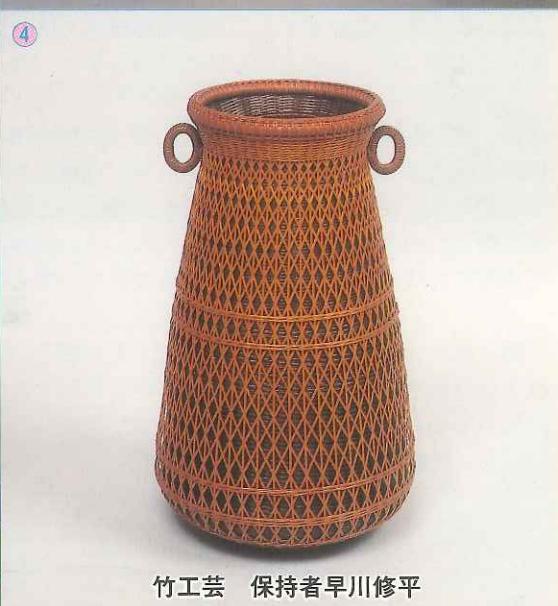
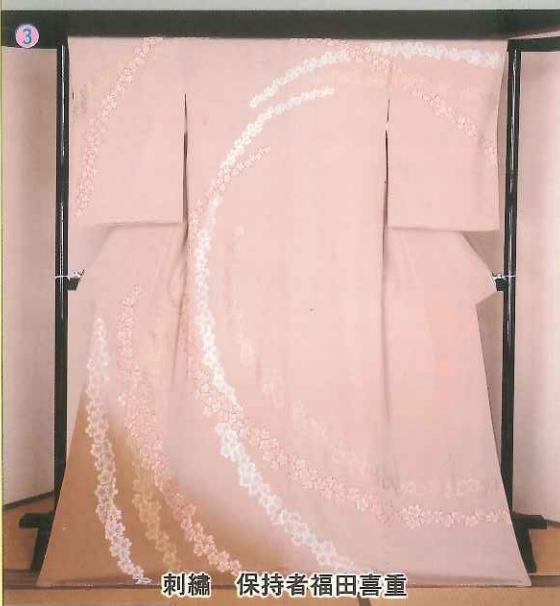
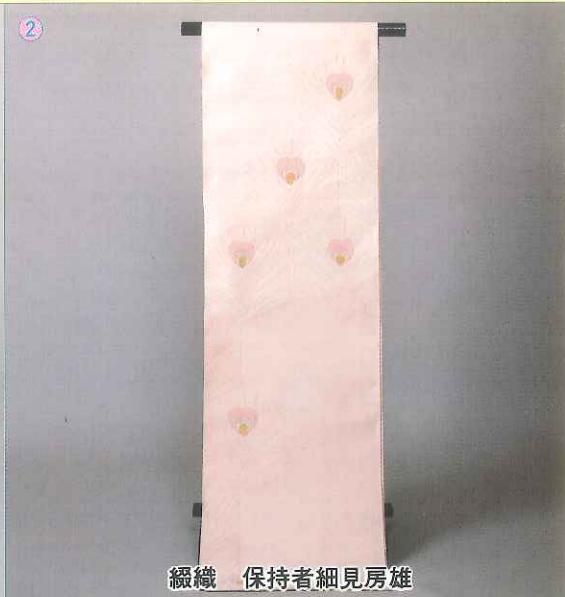
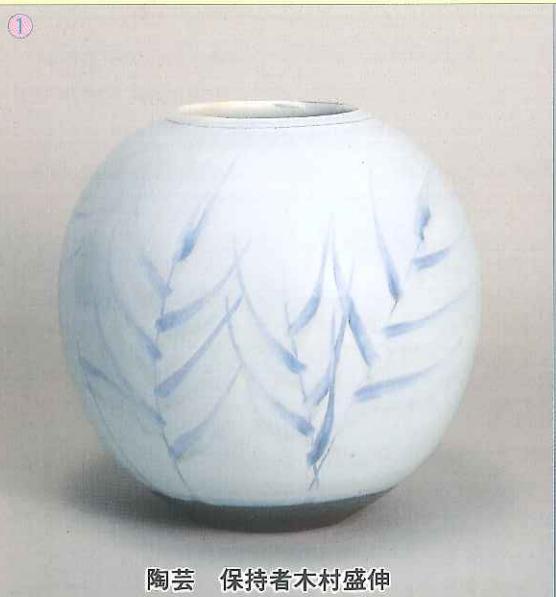


文化財保護 No.10

守り育てよう みんなの文化財

—第10回京都府指定・登録文化財等の紹介—



指定 無形文化財



京都府教育委員会

はじめに

京都府教育委員会は、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づき、平成4年4月14日付で、26件の文化財を指定・登録・選定しました。

その内訳は、建造物7件、美術工芸品12件、無形文化財4件、無形民俗文化財2件、選定保存技術1件で、今回の特徴として、陶芸・綴織・刺繡・竹工芸の4件の工芸技術を無形文化財に指定、その保持者を4名認定したことができます。

昭和58年4月に初めての指定・登録等を行ってから今回で節目となる10回目を迎え、これを記念して、本年の7月から8月にかけてこれらの文化財を一堂に集めた展覧会を開催し、好評を得たところです。

この冊子では、今回指定登録等を行った26件の文化財を写真で紹介しております。すでに発行しました9冊とあわせて、郷土の歴史や文化について考え、理解を深めていただくために活用いただければ幸いです。

平成4年10月

表紙写真の説明



①陶芸…保持者木村盛伸氏（昭和7年京都市生まれ）。京焼の画工木村聖山氏の三男で、灰釉、白釉、粉引などを主とする陶芸家。高度な造型力を基本とした素直で自然な器型を特徴とし、土に対する強い関心から土味を生かした粉引の優品や灰ぐすりの研究から生まれた木野二彩、梅華皮など個性豊かな優れた作品がある。

②綴織…保持者細見房雄（華岳）氏（大正11年兵庫県生まれ）。西陣を代表する綴織五十年のベテラン。卓越した伝統的技術を保持しながらも、更に綴織を基調とした地組織の変化織に力を注ぐなど、常に新しい綴を求め精進を重ねている。また日本工芸会の役員として後進の育成や伝統工芸の普及にも大きな役割を果たしている。

③刺繡…保持者福田喜重氏（昭和7年京都市生まれ）。京繡の伝統を受け継ぎ、それを現代に生かす刺繡芸術を目指す代表的な作家。空間を生かした紋様構成、明度に留意し効果を計算し尽くした繡糸の選定、配色、その意図を精巧に表現する高度な繡法繡技が一体となった品格ある作品を製作している。また、箔、染の技法を併用した三位一体の染繡作品は氏の独自の世界である。

④竹工芸…保持者早川修平（尚古斎）氏（昭和7年大阪府生まれ）。代々尚古斎を名乗る竹工家の5代目。その作風は、伝統の精緻な唐物の技法とともに幅広の竹を用い、竹幅に変化をつけて紋様を表現するところに特色があり、現代的な形ながら伝統的格調を崩さない高度な技術に裏打ちされた竹工界を代表する作家である。



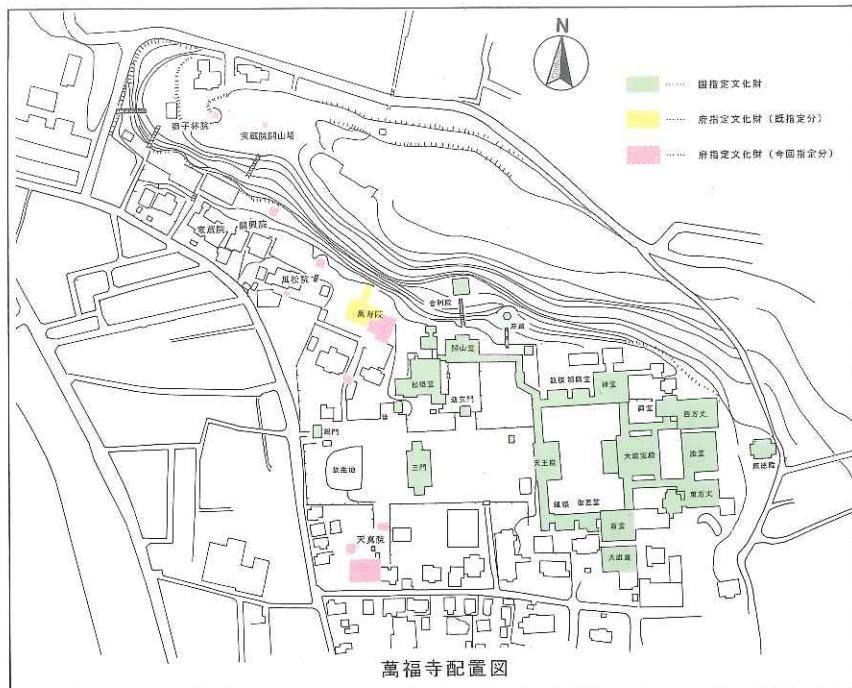
＝建造物＝

萬福寺は、黄檗宗の大本山で、中国僧隱元が徳川家綱の援助を得て、寛文元年（1661）に開創した。本山開創期に、本山の伽藍を東南から西北に取り巻くように塔頭が創建された。ほとんどが当初は僧侶の住居や退隠所として開かれたもので、その後に各開山の寿塔や墓所が設けられて、塔所的な性格を帯びるようになった。隱元の塔所である松隱堂が最も

整備されており、寿蔵はじめ開山堂、客殿、庫裏、門などを備えている。他の塔頭は、いずれもこれを縮少したもので、主に開山の墓所と客殿、庫裏、門などによって構成されている。萬福寺の塔頭は江戸時代末には三十三ヶ院を数えたが、明治初頭の統廃合などで減少し、現在は十八ヶ院が残っている。

①②

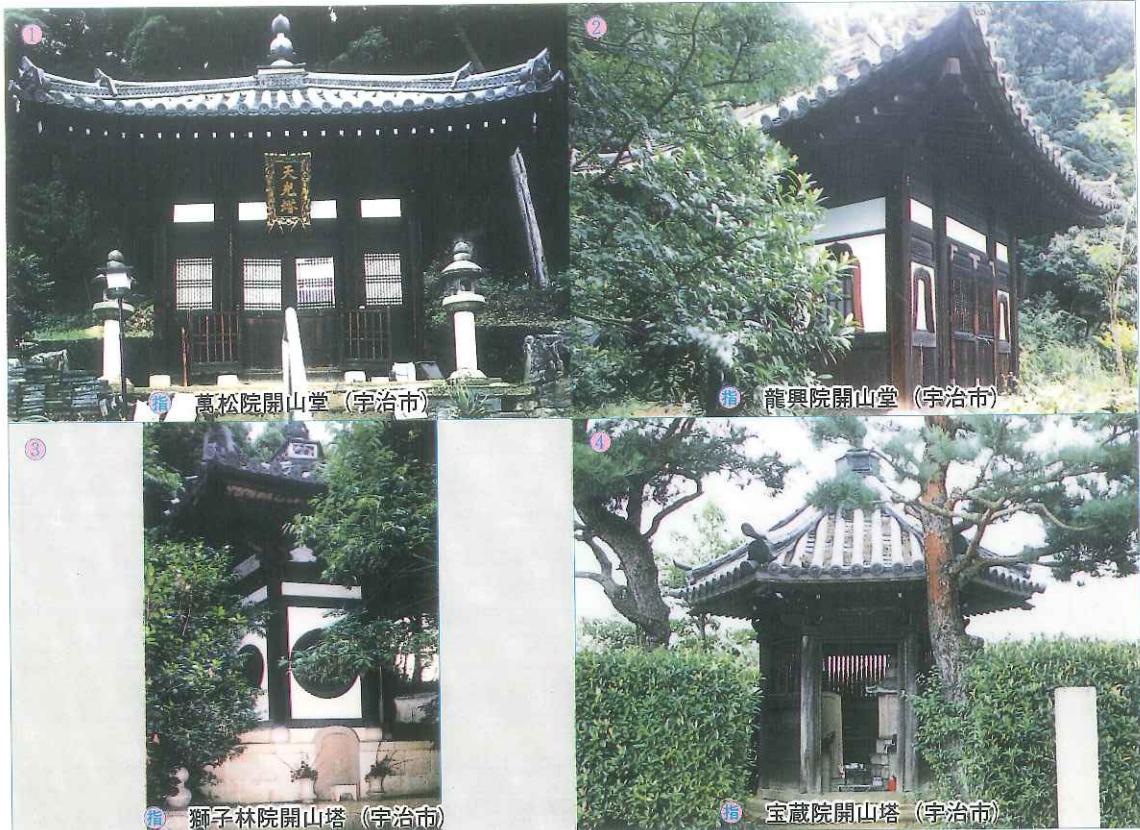
天真院は元禄7年（1694）に了翁が中興した塔頭で、本山三門の南西にある。北面してたつ表門は、元禄8年（1695）の建立で、屋根の中央を高く切り上げた黄檗宗寺院特有の形式になり、細部意匠も黄檗らしさをみせている。客殿は正徳5年（1715）に建てられた宝蔵院の旧客殿で、明治21年（1888）に当院へ移建された。入母屋造で、本瓦で錆葺をしている。平面は臨済宗の客殿と同じ、前列と後列に各三室をとる六間取方丈形式であるが、仏間を設けない点や、周囲にまわる広縁などに特徴がみられる。



指 天真院客殿（宇治市）



指 天真院表門（宇治市）



①

萬松院は、龍溪を勧請開山として寛文11年（1671）に創立された。寺地の奥、一段高いところに、半円形の石垣に囲まれて開山堂がある。正・背面三間、側面二間の規模をもつ宝形造の建物で、内部に六角石塔を安置している。丸みを帯びた黄檗式の礎盤、唐戸面の角柱、板斗構風の嵌板、篠障子入り扉、円窓の使用など、黄檗建築独特の工法を使いこなしており、黄檗宗塔頭の開山堂の代表的な遺構として高く評価される。

②

龍興院は、萬福寺第三代住職慧林によって天和元年（1681）に創建されたと伝えられている。開山堂は、正・背面三間、側面二間の規模で、宝形造の屋根をもつ。当初は、客殿背面と廊下でつながった形式であったが、明治に寺地を移した際に、独立した開山堂となった。萬松院開山堂と比べると、建立年代は少し下がるが、規模や構造、意匠等はほぼ同形式である。黄檗建築の特色をよく備えた塔頭開山堂として貴重な遺構といえる。

③

獅子林院は、萬松岡の西端にある塔頭で、天和3年（1683）に萬福寺第四代独湛により創建された。開山塔は、独湛の寿塔で、宝永2年（1705）の造営になる。二重基壇上に本瓦葺の六角円堂がたち、この側・背面をU字形に土塀が囲んでいる。太鼓形の礎盤や幕股風の養束、添柱の使用など黄檗建築独特の手法を用いている。隱元の寿蔵より小規模で、細部が簡略化されているものの、同一の空間構成であり、黄檗開山塔として重要な遺構である。

④

宝蔵院は、寺伝によると寛文9年（1669）に、一切経の版本を収納するため、鉄眼が創建した。開山塔は、内部に六角石幢を安置する六角円堂で、鉄眼の没した天和2年（1682）頃に建てられたと考えられる。萬福寺山内にある建物には、多くは黄檗風といわれる独特の意匠が採用されているが、この建築はそのようなところがなく、正統的に手堅くまとめられている。瀟洒な六角円堂の典型的な遺構として評価される。



指 小林家主屋（山城町）



指 附「小林氏居宅図」文政6年（1823）

①②

小林家住宅は山城町大字上泊にある農家建築で、周囲に土塹をめぐらした宅地には、主屋はじめ長屋門、土蔵、雜納屋などを残している。主屋は、寛文5年（1665）に建てられた南山城で最も古い民家である。屋根は、大和を中心広く分布する高屏造り（大和棟）という形式になっている。桁行九間、梁行五間の規模をもち、西半分が土間、東半分が田の字型平面の居室になっている。一間毎にたつ側柱や、板戸二枚と明障子一枚とする建具、突止めの敷居溝などの吉風の手法が残っている。建築時の普請帳は、現存する農家の普請帳では最も古いもので、村人の相互扶助的な状況をうかがい知ることができる。

③

高倉神社は、夜久野町旧日置村の氏神で、牧川の川原近くにある。本殿は、寛文4年（1664）に、淡路島の大工の手により建てられた。一間社隅木入春日造、こけら葺の社殿である。細部は正統的な手法になるが、欄間の彫刻や母屋桁の先端などに珍しい意匠や工法がみられる。隅木入春日造は、側面と庇の軒が合う位置に隅木という部材を用いる春日造の一形式で、奈良を中心に分布する春日造とは別系統の建築形式といわれている。京都府下では、丹後地域に多く見られ、その中で当本殿は最古に属する遺構である。



高倉神社本殿（夜久野町）

=建造物の追加指定=

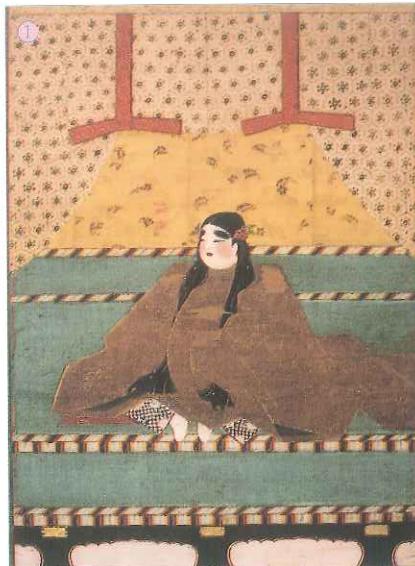
萬壽院は、昭和58年4月15日付けで客殿と開山堂が既に指定されたが、今回、これに庫裏及び表門を追加指定するとともに、玄関を客殿の指定範囲に含めた。庫裏は、桁行七間半、梁行五間の規模をもつ、切妻造、妻入、桟瓦葺の建物で、文政12年（1829）に再建された。本格的な萬福寺塔頭庫裏遺構では唯一のものである。表門は、黄檗宗寺院特有の形式をもつ門で、延宝7年（1679）に建立された。

=美術工芸品=

①②

栗棘庵

栗棘庵は、永仁年中（1293～99）に東福寺を退いた同寺第4世白雲惠曉（仏照禪師・1223～97）が洛北に開いた寺院で、のちに東福寺山内に移されたものである。この2幅の絵画は一对のものとして伝來した。八幡若宮神像は、赤い花の髪留め飾りを付けた髪を左右に振り分けて長々と垂らすあどけない稚児姿である。石清水八幡宮曼荼羅図は、きわめて細長い画面に石清水八幡宮の祭神三所を祀る神殿から楼門までを俯瞰的に描く宮曼荼羅である。ともに描線は細密で、彩色は濃く、色彩のコントラストが鮮やかで美しい。中世の八幡信仰をしのぶ貴重な資料であり、また、大和絵の技法で描かれた神道美術の代表的作品として、その価値はきわめて高い。



右 指 絹本著色石清水八幡宮曼荼羅図

左 指 絹本著色八幡若宮神像

（栗棘庵・京都市）

③④

神護寺と八幡神の関係は、神護寺の前身神願寺が宇佐神の望みにより和氣清麻呂により創建されたという由緒にも見られるように、創建当初にさかのぼる。僧形八幡神像は、右手に錫杖、左手に水晶念珠を持ち、黄衣の上に遠山袈裟を着け、赤蓮華座上に坐す。弘法大師像は、右手に五鉢杵、左手に念珠を持ち、牀座上に坐す。両像は作風から鎌倉時代中期頃の作と考えられる。当初から一対のものとは考えにくいが、八幡神と弘法大師が互いに姿を写しあったという伝承のもとに「互御影」としてひとつの箱に収められて伝来する。神護寺における八幡信仰の伝統を伝える最古のものであり、僧形八幡神像のひとつの典型を示す像としても貴重な画像である。



指 絹本著色僧形八幡神像

指 絹本著色弘法大師像

（神護寺・京都市）



絹本着色和東天神縁起4幅(天満宮・和東町)

①②③④

和東天満宮創建の縁起を4幅に分けて描く。和東天満宮は社伝では建長3年(1251)に天満宮を勧請したと伝え、本殿(重文)は、棟木墨書きから貞和4年(1348)の建立としられる。本縁起第4幅下辺に描かれる社景は、流造の本殿の両側に春日造の社殿を配すところ、拝殿が馬道のついた割拝殿の形式であるところ、境内が小高い丘にあるところなど現在の和東天満宮の社景と同一である。本殿棟木墨書きや本縁起に描かれた社景、本縁起の様式などから本縁起は南北朝時代、貞和再建をあまりへだたらぬころ、再建にかかわって制作されたと考えられる。掛幅の天神縁起はあまり例がない。また、本縁起とともに寛文12年(1632)の奥書をもつ2巻の詞書が伝わる。

⑤

楊谷寺は現在西山浄土宗に属すが、寺伝では大同元年(806)清水寺の開祖延鎮により開かれたと伝え、空海を2世とする。本像は楊谷寺の本尊像で、本堂(府登録)内の厨子に安置され、楊谷観音として信仰を集めている。直立し、頭上に11面と阿弥陀化仏をいただく、通形の42臂の千手觀音立像である。堂々とした作風で、等身を超える藤末鎌初の千手觀音立像のなかでも出色の作例として、美術史的にもその価値は高い。

⑥

普門院は現在高野山真言宗であるが、その歴史については明らかでない。この毘沙門天像は、もとは引尾峠の頂上に安置されていたものであると伝える。小さめの頭部で、忿怒の表現も眉根を寄せた両眼とひき結んだ口だけにとどめ、全体に穏やかな雰囲気がある。軽くひねった腰高の軽やかなプロポーションは平安時代後期の京都で制作された天部像に共通するものがある。平安時代後期の毘沙門天像の美作として、その価値は高い。



木造千手觀音立像
(楊谷寺・長岡京市)



木造毘沙門天立像
(普門院・日吉町)



①②

海住山寺は鎌倉時代初期に解脱房貞慶によって復興された。貞慶は興福寺の僧であったが、笠置寺に隠棲し、さらに承元2年(1208)海住山寺に移り、復興に着手した。この扁額はそのとき制作されたものと考えられ、在銘の扁額に筆を執った瞻空は貞慶とともに当時の南都の弥勒信仰の主唱者であったと考えられる。



③

庵我神社は古くは「続日本記」宝亀4年(773)9月条にも現れる式内社である。額文に「聖大明神」とあるのは、4祭神のうちに神功皇后を祀るためという。筆者の藤原行房は世尊寺流の嫡流で、能書として知られるとともに、後醍醐天皇に近く仕え、笠置、隠岐と行をともにし、妹勾當内侍は新田義貞の室である。この扁額の書体は行房の祖父経朝の三重・伊奈富神社の木造扁額（重要文化財）に近いものがある。

④

額文の萬福寺は大同3年(808)弘法大師の建立と伝え、中世まで丹後府中にあった寺院である。貞和2年(1346)遊行第七上人他阿（託何）が丹後府中を訪れ布教しており、萬福寺はこのとき時宗に改宗したと思われる。この扁額はそのとき託何が筆を執ったものと考えられる。以後、萬福寺は中世を通じて橋立道場とよばれ丹後における時宗の中心として栄えたが、ついに戦国の動乱のなかで衰退してしまったようである。

⑤

如意寺は行基建立の寺伝を持つ古刹である。この扁額に筆を執った藤原定成は世尊寺流第9世経朝の子で行房の叔父にあたる。嫡流ではないが、兄経伊とともに当代きっての能書として重んじられた。この扁額の書体は父経朝の東京・天満宮の木造扁額（重要文化財）に近いものがあり、庵我神社の扁額同様、鎌倉時代にさかのほる世尊寺流の書体の扁額として注目される。

1

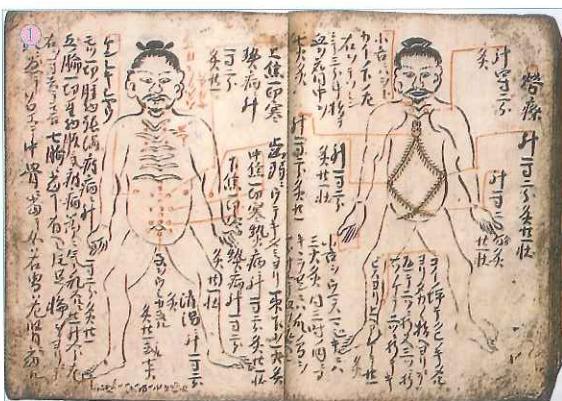
中世は土豪、近世は庄屋であった桐村家に伝わる27冊の典籍。2冊を除き室町時代後期から江戸時代前期に書き写されたもので、多くは当時の桐村家の人物の手によった。内容は謡曲、和歌、連歌、料理、武具、蹴鞠、作法、立花、占い、医学、工芸、建築、物語など多様な分野に及ぶ。この時代の地方における有力者の文化環境を伝える史料は大変珍しく、その価値は高い。写真は医学書。(典籍)

②

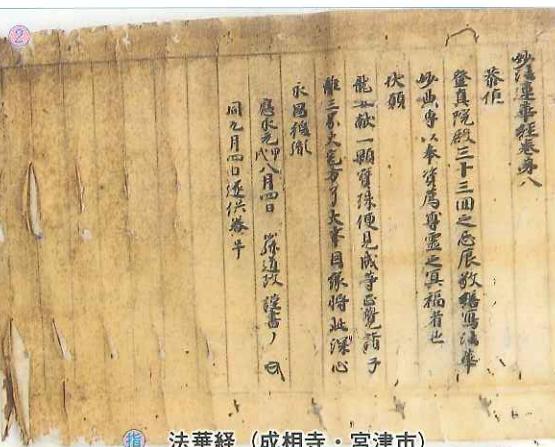
応永元（1394）年、平登子の33回忌供養のために、足利道政が筆写した法華経である。平登子は、足利尊氏に嫁ぎ、2代将軍義詮や鎌倉公方基氏を生んだ。足利道政は、14世紀後半頃より丹後国河守郷（加佐郡大江町河守）に勢力を持った大和氏の人物と考えられる。室町時代前期の写経を代表するものであるとともに、丹後に縁のある教典では古くまで遡る遺品として注目される。写真は第8巻卷末。（典籍）

③④

八幡市八幡清水井に所在する浄土宗正法寺に伝わる中世から近代にかけての1万点近くに及ぶ文書群である。中世文書は、後奈良天皇綸旨など寺の由緒を語る文書と八幡地域の根本史料となる約100通の土地売券からなる。近世文書は、徳川氏歴代の朱印状（一部を欠く）を初めとして数多く残るが、なかでも、17世紀半ばから幕末まで続いた石清水八幡宮との寺領をめぐる争論に係る文書群は正法寺文書を特徴づけるものである。写真は左が慶長5（1600）年5月25日徳川家康朱印状、右が天文15（1546）年11月16日後奈良天皇綸旨。（古文書）



 桐村家伝書（福知山市）



法華経（成相寺・宮津市）



指 正法寺文書（正法寺・八幡市）

=無形民俗文化財=



上宮津まつりの神楽・太刀振・奴（宮津市）

①②③④

宮津市小田に鎮座する愛宕神社の祭礼芸能。4月15日、氏子の各地区から出る六組が各芸能を持ち寄り競演する。神楽は、南太神楽組による二人立ちの獅子舞で、太刀振は、なぎなた状の太刀を持ち、大勢が揃い振りを演じる棒太刀型の伝承で、大太鼓と笛の囃子がつく。太鼓打ちちは大人が地拍子を打つ小太鼓と、子供が所作を交えて入れ代わりながら打つ大太鼓からなり、大太鼓に特徴がある。奴は、大名行列の奴風俗を取り入れた近世の風流芸である。大太鼓と笛の囃子からなり、六人の鳥毛役が大きな鳥毛をめぐって演技をくりひろげるが、鳥毛を受け渡すところが見どころである。この芸能は、広範囲の氏子の村が一体となって祭礼を行う典型的な事例で興味深い。

⑤

竹野郡丹後町の竹野神社で10月10日に行われる祭礼芸能。竹野集落の子供組によって伝承され、太鼓持ち一人、太鼓打ち一人、ササラ四人の構成である。テンキテンキとは、踊り子たちの唱える掛け声に基づくものである。京都府指定無形民俗文化財である弥栄町黒部、舟木の踊り子と同じ流れを持つ中世的な囃子物の伝承で、きわめて単純素朴であるが、風流踊りの古態を示すものとして貴重である。



＝選定保存技術＝



①②

雅楽は、八世紀頃の東アジアの歌舞音曲様式を伝えるもので、千数百年の歴史を誇る我国最古の伝統芸能である。その基礎となる楽器の製作修理の技術は、需要、後継者、材料などの問題から年々保存伝承が難しさを増している。管楽器製作修理技術の衰退は、雅楽の保存に直結する問題であるため、至急保存を図る必要がある。山田全一氏は、昭和9年、京都で国の選定保存技術に選定されている山田仙太郎（頬仙）氏の四男として生まれた。小学生から宮内庁で雅楽の演奏、演舞の修得に入り、その後京都に帰り父の下で修業を積み、昭和40年山田家第五代の雅楽器師として独立した。以後、この道一筋の熟達した技術保持者として活躍している。

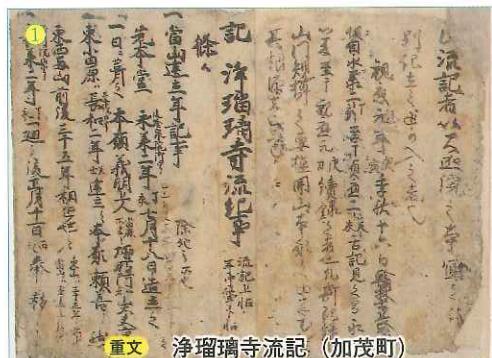
お知らせ

①②

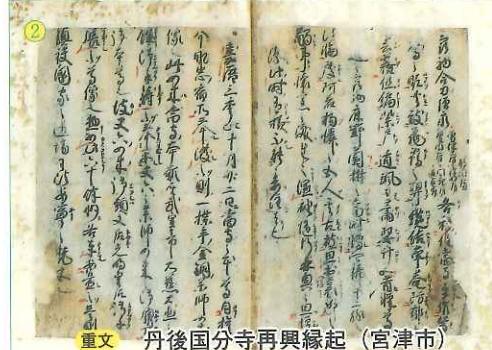
昭和61年4月15日付けで京都府指定有形文化財に指定された「淨瑠璃寺流記」及び平成2年4月17日付け同じく京都府指定有形文化財に指定された「丹後国分寺建武再興縁起」は、平成4年6月22日付けで国的重要文化財に指定されましたので、同日付けで府指定は解除になりました。

淨瑠璃寺流記は、国宝に指定されている本堂、三重塔や九体阿弥陀仏で名高い南山城の名刹淨瑠璃寺の創建以来の変遷とその規模を伝える唯一の史料です。

丹後国分寺再興縁起は、鎌倉時代末期、西大寺派宣基上人による丹後国分寺再興の経緯を具体的に記録したものです。なお、指定名称は「丹後国分寺再興縁起」になりました。



重文 淨瑠璃寺流記 (加茂町)



重文 丹後国分寺再興縁起 (宮津市)

国指定選定文化財の全国及び京都府内所在件数等一覧表

種別区分	建造物		美術工芸品							特別史跡、名勝、天然記念物				史跡、名勝、天然記念物					
	件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書典	古文書	考収	歴史	資料	計	史跡	名勝	天記念物	計	史跡	名勝	天記念物	計
全国	国宝	(207)	(249)	152	117	250	222	52	36	0	829	57	29	72	158	1305	257	913	2475
	重文	2084	3429	1693	2400	2062	1571	596	432	64	8818								
	計	2084	3429	1845	2517	2312	1793	648	468	64	9647								
京都府	国宝	(46)	(58)	46	34	14	80	1	2	0	177	3	11	0	14	69	39	9	117
	重文	277	515	417	340	135	570	32	18	8	1520								
	計	277	515	463	374	149	650	33	20	8	1697								

(備考)

1. 美術工芸品の重要文化財件数は、国宝を含まない。また、美術工芸品の府内に所在する国有のものは、指定件数から除いた。
2. 建造物には、国宝と重要文化財の両者で1件とするものがある。従って、重要文化財の数には、国宝を含めた。

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成4年6月22日現在)

種別 市町村名	有形文化財												無形文化財				民俗文化財				史跡				名勝				天然記念物				指定登録小計		文化保全環境(決定)		選定保技存衛(選定)		合計	
	建造物		美術工芸品						考収		歴史		資料		計	形	形	形	勝	跡	勝	記念物	指定期登録	登録	指定期登録	登録	指定期登録	登録	指定期登録	登録										
			絵画	彫刻	工芸品	書典	古文書	跡籍																																
* 京都市	18	5	8	6	7	3	3	1	28	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	56	5	4	65									
* 向日市	2	1																														5								
* 長岡京市	1		2																													4								
* 大山崎町	1			1																												2								
* 宇治市	7	3	2	1	2	1	2			5										1	2	1	1	16	3	1	20													
* 城陽市	4		1					1		1														1	1	6	4	11												
* 八幡市	2	2		2						3														1	1	8	2	2	12											
* 久御山町								1																								1								
* 田辺町	1	5	2	1	1	1	1			2	2														3	7	6	16												
* 井手町	1	1		1				1		1														1	3	2	2	7												
* 宇治田原町	2																															5								
* 山城町	1	3	1																													9								
* 木津町	2		1	1						1	1																				8									
* 加茂町	1	1	3	2	2	1				6	3									1	3	1		1	8	8	3	19												
* 笠置町	1				1					1																					3									
* 和束町			1							1																						5								
* 精華町	1			1						1																						4								
* 南山城村	1				1					1																					4									
* 京北町	1				1					1										1	1	2			5	1	1	7												
* 美山町	1		1							1											7					2	7	1	10											
* 亀岡市	1	5	1	1	1	2		1		3	2			1	2	2			3			1		1	4	10	5	24												
* 園部町	2	2			1		1			1	1												1		4	3	1	8												
* 八木町	2																			1	1	1				2	2	2	6											
* 丹波町	1	2	2	1	1	1	1	1		6	2														6	3		9												
* 日吉町	1		1		1					1	1									1	1					2	3	1	6											
* 瑞穂町	1		1							1										1						1	2		3											
* 和知町					1					1										1						2			2											
* 綾部市	4	5	1	2	2	2	1	3		3	3	1								3					1	9	11	4	24											
* 福知山市	1	2	2	1	2	1	3	1		8	1								3	1					10	6	2	18												
* 舞鶴市	3	2	2		1		3	1		6	1			1	1	8	1		1	1	1	1			11	12	2	25												
* 夜久野町	1																		1	1						1	2		3											
* 三和町	1	1																	1	1						2	2		6											
* 大江町		1			2		1			1	1	2							1	2	1				1	2	2	4												
* 宮津市	5	1	3	1	2	1	1	1	1	9	1			3	2	1	2	1	2	1	19	6	1			26														
* 加悦町		1								1									1	2	2	1	1	6	1		7													
* 岩滝町																			1														1							
* 伊根町	1																		2	4													7							
* 野田川町																			1														2							
* 峰山町		1		1						1		1	2						2	1						2	4		6											
* 大宮町		4											4						1	1												6								
* 網野町													1	2					1												4									
* 丹後町	1	2	1	1						1	2								1												6									
* 弥栄町													3	1					4	1	1										4									
* 久美浜町	2	1	3		2		1	1		7									4	1	1				11	5	1	17												
地城定めず		53	61	26	8	25	9	24	9	3	19	5	7	1	1	1	105	33	7	2	8	19	51	15	14	12	6	227	159		5									
		114	34	34	33	3	24	8	2	138	7	10	70	15	14	14	18	386	52	4	442																			

※ ①*印は、文化財保護条例制定市町村である。(40市町村で制定) …制定率90.91% (全国 93.68% 平成4.5.1現在)

②国指定文化財に指定されたため京都府の指定(登録)が解除(取消し)となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により府の登録が取消しとなった件数は含まれない。

(平成4年8月10日現在)

重要無形文化財						重要民俗文化財			重要伝統的建造物群保存地区	選定保存技術														
保持者						有形	無形	計		有形文化財関係				無形文化財関係				計						
芸能			工芸技術							保持者		保持団体		保持者		保持団体		保持者	保持団体					
各個	総合		各個	総合						件	人	件	団体	件	人	件	団体	保持者	保持団体					
件	人	件	团体	件	人	件	团体			件	人	件	団体	件	人	件	団体	14件						
23	34	7	7	24	33	11	11	178	154	332	34	14	15	6	(4)	12	15	8	9	30人	(13団体)			
																			7件	1件				
5	5	0	0	3	4	0	0	3	6	9	4	4	4	1	1	3	4	0	0	8人	1団体			

3. 史跡名勝天然記念物の件数には、特別史跡名勝天然記念物を含まない。なお、件数外のものとして、京都府関係には、次のものがある。

- (1) 史跡古跡・記念物の件数には、特別史跡・古跡・史跡・記念物と合算する。例: 1件
 (2) 2府県以上にわたるもの (天) 比叡山鳥類繁殖地、(史) 延暦寺境内、(史) 歌姫瓦窯跡
 (3) 地域を定めないもの (主な生息地) (天) 小国鶴
 (4) 選定保存技術の()内は、実団体数である。

市町村の文化財保護条例による指定等文化財件数

(平成4年7月1日現在)

種別	有形文化財										民俗文化財		史跡	天然記念物	文化財環境地区(決定)		選定保全技術(選定)	合計	条例制定	備考				
	美術工芸品					件数	棟数	絵画	彫刻	工芸品	古文書	古籍	古文書	古占	歴史資料	計	有形文化財	無形文化財						
	指定	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録	登録		
市町村名																								
京都市	指定	52	133	32	29	1	1	2	2	5	72			1	1	6	19	18		(169)				
京都市	登録	21	36	3	6					23		3	35		1	43	10	2	9	(121)	56.10			
京都市	計	73	169	35	35	1	1	25	2	8	107			2	44	16	21	27	8	298				
向日市				2	5			4	7		18									18	59.9			
長岡京市		2	22	7	5			1	3		16									3		21	50.7	
大山崎町		5	5		1						1									6	60.4			
宇治市	2	13	3	28	2	3		3	2	41	1								1		45	44.4		
城陽市	3	7		4	1			2		1	8		3		2					16	61.4			
八幡市				1	1			1			3									3	60.4			
久御山町																								
田辺町																		2		2	50.3			
井手町																								
宇治田原町	6	6		8		2		1		11		1			1	1	1	3	3		20	48.10		
山城町	1	1						8	1	9										16	47.9			
木津町				2				1			3									3	60.10			
加茂町		1	1								2										2	61.4		
笠置町																								
和束町																								
精華町				2							2									2	63.12			
南山城村				6	13	6	1	1		27		1			1						—	51.12		
京北町				6	10					10										29	53.10			
美山町																				10	元.3			
龜岡市	8	13	4	16	4	2	2	1		29	1			2	1					41	43.12			
園部町				4						4										4	44.3			
八木町	4	4		4						4										8	59.3			
丹波波野町	2	2	1	1	1					3										5	62.4			
日吉町	7	13		16	10	2				28	1	2	1							39	51.4			
瑞穂町	1	1		2						2										4	60.3			
知和町			1							1										4	53.12			
綾部市	4	6	3	13	3	3	7			29		2								35	40.4			
福知山市	6	6	8	15	1	4	3			31	7	1	2							47	38.6			
鶴舞町	4	4	6	13	8		1	1	2	31	5	1	6							47	38.10			
夜久野町																				3	47.8			
久野町																				—	59.12			
三和町																				26	48.4			
大江町				9	6	2	4			21	1			4										
天津市	6	6	8	12	3	1	3	1	1	29	9	2		1	3					50	58.12			
加悦町	2	2	3	9	2					15					3					20	39.7			
高瀬町				1						1										3	40.7			
伊野根町	1	2									1	9								11	60.6			
田川町	1	1	8	1						9	2	1								13	59.7			
峰山町			7	1	2		1			11		2	1							14	52.3			
大宮町	1	1	6	2	2	2				12		1	3							17	58.3			
網野町	1	1		1	1	1		1		4				3	2	1				11	46.6			
丹波後町			2	2	2					2	8			3		2				13	55.3			
弥栄町					2					2	4									4	48.3			
久美浜町	7	7		3	1					4										2		16	53.3	
郡部指定	計	74	123	78	208	55	25	25	33	7	431	2	16	37	36	7	23	2		628				
指定	126	256	110	237	56	26	27	35	12	503	2	17	38	42	26	41				(795)				
登録	21	36	3	6	0	0	23	0	3	35	0	1	43	10	2	9			(121)	40/44				
合計	147	292	113	243	56	26	50	35	15	538	2	18	81	52	28	50	10	0		926				

条例制定市町村
40/44



文化財愛護シンボルマーク

文化財保護 No.10 守り育てよう みんなの文化財
—第10回 京都府指定・登録文化財等の紹介—

発 行 京都府教育委員会
京都市上京区下立売通新町西入ル
編集責任者 京都府教育府指導部文化財保護課長
TEL. (075) 414-5896